

「法人の異動届」の記載例及び添付書類

廃止・休業の場合も連絡先をこちらに記載してください。

◆名称(商号)、本店の所在地、代表者、資本金などに変更があったとき

⇒記載欄:①「異動」欄

次の事項に変更があった場合は、「異動項目」のチェック欄の該当項目に☑を記入し、その項目の「異動前」及び「異動後」の内容、異動年月日(登記事項の場合は登記年月日も)を記載してください。

○名称(商号)、本店の所在地、代表者(清算人)、資本金の変更

【添付書類】

- ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

○事業年度の変更

【添付書類】

- ・株主総会議事録や理事会の議事録等

○吉見町内の事務所等の所在地の変更

【添付書類】 不要 ※ただし、本店の場合や支店登記をされている事務所の所在地の変更については、「登記簿謄本(履歴事項全部証明書)」を提出してください。

○法人税の確定申告期限の延長月数の変更

【添付書類】

- ・「申告期限の延長の特例の申請書」(控)(写)

○公益法人等の収益事業の開始・廃止

【添付書類】

- ・「収益事業開始(廃止)届出書」(控)(写)

○連結納税に関する事項

≪法人税(国税)において連結納税の承認を受けたとき(連結親法人となったとき)≫

【添付書類】

- ・「連結納税の承認申請の承認通知書」の写し等
- ・グループ一覧 ・出資関係図

≪連結子法人となった場合≫

【添付書類】

- ・「連結納税の承認申請の承認通知書」の写し等
- ・グループ一覧 ・出資関係図

≪連結法人でなくなった場合≫

【添付書類】

- ・「連結完全支配等を有しなくなった旨を記載した書類」(控)(写)等

○法人町民税に関する送付先の変更

【添付書類】 不要

吉見町内に初めて事業所等を開設した場合は、この届ではなく、「法人設立・開設届」を提出してください。

平成 30 年 11 月 1 日

吉見町長様

法人の異動届

管理番号

1234

フリガナ	ヨシミフドウサン														
法人名	吉見不動産株式会社														
代表者氏名	吉見 太郎	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
本店の所在地	〒355-0192 (電話 0493-54-1511) 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地														
吉見町内の主たる事務所等の所在地	☑ 本店所在地と同じ(記載不要) (電話) 〒 吉見町														
連絡先・送付先	☐ 本店所在地と同じ(記載不要) (電話 0493-54-5028) 〒355-0119 埼玉県比企郡吉見町大字中新井493番地1														
吉見町外の事務所の有無	☑ 有(分割法人) ☐ 無(非分割法人)														

【各項目共通】

- 各項目の添付書類は写しで結構です。
- 各項目の(控)(写)については、税務署の受付印が押印されている控のコピーを添付してください。

◆吉見町内の事務所等を廃止したとき

⇒記載欄:②「廃止」欄

「この事務所等の廃止により、吉見町内の事務所は」の欄は、「吉見町内にまだ有」又は「無」のいずれかにチェックしてください。
【添付書類】 不要
※「解散」による事業の廃止については、⑤「解散」欄に記載し、「登記簿謄本(履歴事項全部証明書)」を添付してください。

◆合併、分割したとき

⇒記載欄:③「合併・分割」欄

【添付書類】
≪合併の場合≫
・被合併法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
・合併契約書
≪分割の場合≫
・分割法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
・分割契約書
※合併後存続する法人や分割継承法人が被合併法人や分割法人の町内事務所を引き継ぐ場合は、別途「法人設立・開設届」を、合併・分割に伴ってその他異動事項がある場合は、①「異動」欄に記載し、提出してください。また、被合併法人は、合併の日の前日までの「確定申告書(第20号様式)」を提出してください。

◆休業したとき

⇒記載欄:④「休業」欄

【添付書類】 不要
「休業」とは、法人登記を残したまま、一切の事業活動を休止した状態をいいます。休業の届出をした場合でも、調査等で法人の活動が確認された場合は、法人町民税が課税される場合があります。

◆解散、終了したとき

⇒記載欄:⑤「解散・終了」欄

【添付書類】
・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
※解散時は、解散後2か月以内に解散日までの確定申告書(第20号様式)を提出してください。
※終了日までの申告は、残余財産が確定した日から1か月以内に確定申告書(第20号様式)を提出してください。

① 異動	【異動項目】	異動前		異動後		異動年月日(登記年月日)			
		名称	所在地	名称	所在地	年	月	日	
② 廃止	<input checked="" type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 本店の所在地 <input type="checkbox"/> 代表者 <input checked="" type="checkbox"/> 資本金 <input type="checkbox"/> 事業年度又は連結事業年度 <input type="checkbox"/> 吉見町内の事務所等の所在地・名称 <input type="checkbox"/> 法人税の確定申告期限の延長 <input type="checkbox"/> (公益法人) 収益事業の開始・廃止 <input type="checkbox"/> 送付先 <input type="checkbox"/> その他	比企不動産株式会社	埼玉県比企郡吉見町東野5丁目15番地7	吉見不動産株式会社	埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地	30	10	10	
		3,000,000 円	10,000,000 円	本店移転の場合で、該当するときは、 ☑ 旧本店が支店として継続 * 移転により吉見町に初めて事務所を開設する場合は、この届ではなく、「法人設立・開設届」を御提出ください。		30	10	15	
③ 合併・分割	<input checked="" type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> その他	所在地	埼玉県比企郡吉見町大字下細谷1212番地	名称	下細谷不動産株式会社	法人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		
		親法人事業年度	10 月 1 日 ~ 9 月 30 日	子法人適用開始事業年度	30 10 11 ~ 31 9 30	異動年月日	年	月	日
④ 休業	<input type="checkbox"/> その他	廃止年月日	平成 30 年 10 月 15 日	廃止する事務所等の所在地	吉見町 大字今泉256番地	この事務所等の廃止により、吉見町内の事務所は <input checked="" type="checkbox"/> 吉見町内にまだ有 <input type="checkbox"/> 無 (※) 廃止後の書類送付先・連絡先を連絡先・送付先欄に御記入ください。			
		合併・分割期日	平成 30 年 10 月 10 日	吉見町内の事務所等を合併法人または分割継承法人に <input type="checkbox"/> 引き継ぐ <input checked="" type="checkbox"/> 引き継がない ⇒事務所を合併・分割継承法人に引き継ぐ場合は、開設届も御提出ください。		年	月	日	
⑤ 解散・終了	<input type="checkbox"/> 清算人 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名	被合併法人・分割法人の所在地及び名称	〒355-0134 埼玉県比企郡吉見町大字大串2843番地 大串不動産株式会社	法人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	解散年月日	平成 30 年 8 月 31 日	清算終了年月日	平成 30 年 10 月 31 日
		休業年月日	平成 30 年 10 月 15 日	再開した場合は、再開届を提出してください。 (※) 休業後の書類送付先・連絡先を連絡先・送付先欄に御記入ください。		清算人の住所及び氏名	〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地 吉見 太郎		
⑥ 備考	担当税理士名先 埼玉 次郎 (電話 0493-54-5029) この記載例は、個々の届出項目に応じた内容を示しており、各欄の内容に関連はありません。								